

令和5年度 第1回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年4月20日（木） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 本庁舎4階 A442会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	庄治	郁夫
	3番	吉井	幸弘
	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （主査）中田 奈緒美
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第1号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉
- 【議案第2号】 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件
〈審議結果：承認〉
- 【議案第3号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

- 【報告第1号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件
【報告第2号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
【報告第3号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
はじめに、委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意しながら、開催させていただきたい、と考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますよう、お願いします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、3番吉井委員と、5番吉村委員を議事録署名委員に指名します。
それでは、これより議案の審議に入ります。
まず、議案第1号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号について説明いたします。
【議案書朗読】
生産緑地として指定されている本申請地の、農業の主たる従事者が、死亡により農業に従事することができなくなったため、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業委員会に対し、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。
- 奥村委員 議案第1号についてご説明いたします。
申請農地については、配布資料のとおりです。この農地は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により市が借受けし、市民農園として適切に運営されています。農地の所有者は、市民農園業務について、農園の見回りを行う等、一定の従事をしており、証明書を交付して問題ないと考えます。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第1号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第1号につきましては、交付することとします。

事務局 続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

議案第2号について説明いたします。

【議案書朗読】

令和5年4月1日より、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律」が施行され、法律内容に変更がございました。

それでは、資料「農地法等の改正による変更について」をご覧ください。

【資料朗読】

次に、利用権設定について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準が無いこと、市町村が作成することから地域調和に係る基準が無いこと、労働力の確保を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。

それでは、資料「農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。

【資料朗読】

それでは、資料「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(附則第5条第1項抜粋)」をご覧ください。

【資料朗読】

ここに規定されているとおり、計画(案)はこの要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

高田委員、お願いします。

高田委員 議案第2号についてご説明いたします。

申請農地については、配布資料のとおりです。

この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は農業経験を十分に積んでおり、申請農地をきちんと耕作しており、今回再度利用権設定を行うことは問題ないと考えます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第2号「農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第2号につきましては、決定することとします。
続きまして、議案第3号「租税特別措置法70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。
【議案書朗読】
申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
奥村委員、お願いします。

奥村委員 議案第3号についてご説明いたします。
申請農地については、配布資料のとおりです。
これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第3号「租税特別措置法70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第3号につきましては、交付することとします。
これより、報告案件に入ります。
まず、報告第1号「農地法第4条第1項8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第2号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第3号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を
交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
